

ふるさと納税にかかる不指定取消請求事件の判決に対する市長コメント

令和2年1月30日
泉佐野市長 千代松 大耕

本日、ふるさと納税制度における本市の不指定取り消しを求めておりました裁判の判決が出ました。

判決内容は、本市が訴えていたことがほとんど認めていただけず、全く受け入れがたいものでした。

本市もそうですが、今回の裁判に注目されていた方々は、この不当ともいえる判決に非常に驚かれているのではないのでしょうか。

総務省は、改正した地方税法を根拠に本市を除外したと主張していますが、この判断は実質法律の遡及適用という法の基本原則に反することは明らかです。

また、地方税法改正前に総務省から発せられていた「技術的助言」には法的拘束力がないことも同じく明白であり、これに従わなかったことを理由に総務省が本市を新しいふるさと納税制度から除外したことは、明らかに地方自治法に抵触しています。

これらのことを、きちんと司法機関にご判断いただけなかったのは、大変残念です。

今回の判決は、先般の国地方係争処理委員会の審議結果も全く考慮されておらず、単に総務大臣の主張を追認しているだけで、何ら納得できる点がありません。

一方的に自分たちの考えを自治体に押しつけてくる旧態依然の中央集権的な総務省を正当化してしまう本日の判決は、本市をはじめ多くの自治体には理解することができず、不当なものであると考えます。

本市といたしましては、最高裁判所に上告することといたしました。

以上